

書面掲示規制の見直しについて

人口減少・少子高齢化が進み、あらゆる分野で人手不足が進むことが予想される中、進展するデジタル技術を活用し、効率的な行政サービスの提供の維持・充実の観点から、区においてデジタル化を阻む規制の見直しを進めていく必要がある。

こうした認識の下、アナログ的な手法を前提としているルール（アナログ規制）のうち、書面掲示に係る規制について以下のとおり見直しを行う。

1 アナログ規制について

人の目による確認、現地・対面での講習への参加、公的証明書等の書面での掲示などアナログ的な手法を前提としているルール（規制）のことで、代表的なものとして以下の9つの規制がある。

- ① 書面規制、② 定期検査・点検規制、③ 目視規制、④ 書面掲示規制、⑤ 常駐・選任規制、⑥ 対面講習規制、⑦ 往訪閲覧・縦覧規制、⑧ 実地監査規制、⑨ FD等記録媒体規制

2 見直しの内容について

条例及び規則の公布や告示等の方法を、区役所の門前掲示場への掲示から区ホームページに設ける「(仮称)電子掲示場」(以下「電子掲示場」という。)への掲載を原則とする運用へ変更する。

ただし、法で定めがある場合は、電子掲示場への掲示に加え、従前の門前掲示場への掲示を継続する。

3 その他

- 電子掲示場において個人情報等を含む文書を掲載するに当たっては、個人のプライバシー保護と情報公開のバランスを考慮し、画像化処理するなど、公開する内容の性質により必要な措置を行う。
- 電子掲示場へ掲載する文書について、公印の押印や署名はしない。また、第15次地方分権一括法（令和7年法律第35号）に伴い、地方自治法が改正され、条例公布時における首長の署名の方法に電子署名が追加されたことによる規定整備を行うが、実施については今後予定している統合内部情報システムの入替に合わせ検討を行っていく。
- 書面規制など、その他のアナログ規制の見直しについても今後計画的に見直しを行っていく。

4 今後のスケジュール（予定）

- 令和8年2月～ 規則・要綱等改正準備
- 4月 広報すぎなみ、区公式ホームページでの周知
- 5月～ 電子掲示場の運用開始